

接続料の算定に関する研究会（第13回）議事録

1. 日時 平成30年6月29日（金） 17:00～18:43

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員（以上、5名）

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

伊藤 陽彦 ネットワーク事業推進本部 高度化推進部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

KDDI株式会社 橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

藤下 裕章 渉外部 ネットワーク企画調整グループ

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

後藤 綾美 渉外本部 固定相互接続部 コア相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

永見 健一 政策委員長

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

NGN I P o E 協議会 石田 慶樹 会長

古賀 祐匠

③ 総務省

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、小笠原総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) 「網機能提供計画」制度の見直しについて
- (2) 電気通信事業法改正について
- (3) 接続料と利用者料金の関係の検証について
- (4) 第二次報告書（案）について

【辻座長】 本日は、皆さん、お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。少し早いですが、皆さん方おそろいになりましたので、ここで、接続料の算定に関する研究会第13回会合を開催したいと思います。

本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料等につきまして確認をさせていただきたいと思っております。事務局より確認をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。よろしくお願いいたします。

本日、皆様のお手元には、座席表、議事次第、資料13-1から13-7まで、並びに参考資料13-1を配付いたしております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、事務局までお申しつけください。

また、いつものことではありますが、マイクの使用方法について、お知らせいたします。ご発言される際には、モニター左側の装置の下の横長のボタンを押していただき、緑色のランプが点灯した後にご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度同じボタンを押していただきまして、ランプを点滅させて消灯いただきますようお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

さて、本日の議題でございますが、まず、「網機能提供計画」制度の見直しについて、事業者、団体からヒアリングを行い、質疑応答を行いたいと思っております。続きまして、電気通信事業法改正、それから、接続料と利用者料金との関係の検証、第二次報告書(案)、以上の3つにつきまして、事務局から説明を受け、質疑応答を行いたいと思っております。

それでは、議事を開始したいと思います。

まず、「網機能提供計画」制度の見直しにつきまして、関係する事業者、団体からヒアリングを行いたいと思っております。本件につきましては、KDDIから3分以内で、NGN I P o E協議会から3分以内で、そして、NTT東日本・西日本から5分以内で、簡潔に説明をいただき、その後、質疑応答時間を設けたいと思っております。

それでは、KDDIより説明をお願いしたいと思います。渉外部ネットワーク企画調整グループリーダー、橋本様よりお願いいたします。

【KDDI】 本日は説明の時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、資料13-2に沿って説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

「網機能提供計画」制度の目的は、ボトルネック設備との円滑な接続を確保するという
ことで、接続を前提としたネットワークの構築、他事業者の意見の反映といったことが重
要となります。これが確保されないと、例えば、過度な網改造料の負担など、実質的な参
入障壁になってしまうということです。

次のページをご覧ください。

一方で、将来の競争環境や市場環境の変化も考慮した制度見直しも必要になってきてい
ます。例えば競争環境で言えば、PSTNマイグレーションによってNGNに対する他事
業者の依存性がより高まっていく。市場環境で言えば、IP化によって装置の陳腐化が早
くなったり、頻繁な性能向上などがあつたりするということです。

このような中で、健全なサービス競争の確保をしていくためには、NGNにおいても、
NTT様の利用部門と同じ条件で競争していくといったことが大事であつて、同等性の確
保であつたり、他事業者への丁寧な対応であつたりというのが、今まで以上に重要になっ
てきます。加えて、接続機能のタイムリーな提供といったものも求められることになりま
す。

次のページをご覧ください。

将来の競争環境ということで、下の図にありますとおり、今までは主にPSTNが網機
能提供計画の対象で、NGNは情報開示告示の対象でありましたが、これからはやはりN
GNが接続の中心になっていくといったことで、今後は原則、ルータやSIPサーバ等も
対象にすることで、NGNについても網機能提供計画の対象にしていくことが必要である
と考えております。

次のページをご覧ください。

他方で、接続機能の早期提供も求められておりますので、これは当社からの提案になり
ますが、円滑な接続に支障がない場合は、早期提供を可能にする仕組みを入れてはどうか
ということです。

具体的には、下の図にありますとおり、最初の届出のときに、意見がなかった場合に、
前倒しするのかどうか。前倒しした場合に、工事予定はいつなのかといったことを先に届
け出してもらう。こうすることで、最短では、変更届出の翌日には工事開始できる。すなわ
ち30日程度で工事開始できるようにするというものです。

このような仕組みを入れることで、事業者側の意見がない場合は、早期提供が可能にな

るといったところで、届出前に、円滑な接続に支障がないように、NTT様が他事業者に対しても丁寧に対応するインセンティブになるのではないかと考えます。

また、他事業者にとっても、事前に前倒し期日が明確になっていれば、仮にシステム開発が必要だといったところであっても、前倒し期日までに対応できる、できないといったところの判断もできますので、円滑な運用が期待できると考えます。

説明については以上になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、NGN I P o E協議会より説明をお願いしたいと思います。会長の石田様、よろしく願いいたします。

【NGN I P o E協議会】 説明の機会をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

当協議会からの意見ということで、資料13-3に出しております。

まず、1ページめくって、2ページ目になります。

制度改正について、官報掲載からインターネット利用に変更すること、及び、工事開始の「200日前」から「90日前」に変更することについては、賛同させていただきます。

一方で、当協議会からの意見といたしまして、慎重に議論を進めるべきと考える観点があるのではないかとということで、今回、発表の機会をいただいております。

1点目としましては、制度改正について、インターネット上での新しい接続機能のタイムリーな提供による接続事業者間のサービス競争や、その競争によるイノベーション創出を阻害することがないように、十分配慮すべきであると考えております。

もう1点、この観点から、接続を前提として開発されているルータ等について、「網機能提供計画」制度に基づき、NTT東日本・西日本が開発着手する事前に全ての場合において届出を実施するかどうかについては、慎重に議論をするべきであると考えております。

次のページをご覧ください。

1点目の、慎重に進めるべき論点（1）につきまして、ルータ等に関する新しい接続機能の開発着手に必要な検討をNTT東日本・西日本にて完了し、その後に接続事業者等から広くあまねく意見を求め反映する期間を設けることは、その期間だけ、現行の「情報開示告示」の制度に比べ、新しい接続機能の提供開始が遅れる可能性があります。

したがって、NGNを構成する全てのルータ等を一律に届出対象とはせず、ルータ等が提供する機能や開発内容によっては、届出対象とはしない、あるいは、届出期限を

90日前までよりも短くすることも検討すべきではないかと考えております。

下のほうに懸念している点の図を書いております。

2点目ですが、5ページ目をご覧ください。

NTT東日本・西日本が届け出た後に、他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めて、その旨を理由とあわせて通知・公表した場合は、届出から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならないとすることについても、新しい接続機能の提供開始日を後ろ倒しさせることにより市場競争、特にサービスの観点からの競争を阻害する可能性があると考えております。

したがって、総務省が計画変更を指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準を明確化するべきではないかと考えております。

下のほうに図で、その期間に関して示しているところがございます。

説明は以上となります。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、NTT東日本・西日本より説明をお願いしたいと思います。相互接続推進部長、真下様、よろしく願いいたします。

【NTT東西】 NTT東日本の真下でございます。このたびはこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ目、「当社のIPネットワークについて」という紙でございますが、私どもがIPネットワークをこのように使っていますということ、きちんと今回、書かせていただきました。前回のご議論の中でも、少し口頭でもお話ししたことがあったと思っておりますが、もう一回、頭の中を整理し直して書いてみたところでございます。

当社は、標準化された技術、それから、市販品のルータ等その時点で市中に存在する接続を前提とした装置、これを組み合わせたIPネットワークを構築することで、円滑な接続を実現してまいりました。

また、リソースの限界というのがございますので、これに起因して、どうしても接続上の制約が生じる場合もございます。こういった制約については、速やかに公表してまいりました。

本制度の見直しの理由の一つに、IPoE接続事業者数が制限されていることが挙げられておりますが、この制約は、当社があらかじめ仕様を決めて、制限しようと思って制限

したわけではなく、検証の結果、事後的に判明したものでございます。

当初は3者という制約も定めておりましたが、私どもは、v4からv6への移行をISP事業者様とともにスムーズに進める中で、NGNにおける故障検出の仕組み、後ほどもう少し正確にご説明しますが、故障検出の仕組みを速やかに見直すことで、16者へ拡大したということもございます。

このような形で、以上のとおり、当社は円滑な接続を実現することを前提として、これまでも構築してきたところでございまして、今後も当社が他事業者に対して接続の制約を意図的に設けるといったことは無いという形で、この場で宣言させていただきたいと思っております。

2枚目が、網機能提供計画について、もともとどのような制度だったのかということをおもひなりに振り返って書いているところでございますが、こちらは、接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のために時間やコストが必要になってしまう。そういうところで、円滑な接続が妨げられないために、このような制度が創設されたと思っております。

ところが、ルータ等がもともとずっと対象外になっていたのは、接続を前提として開発された装置であるということで、必ずしも円滑な接続が妨げられることは想定しがたいということで、対象外だったのかなと思っておりますが、この趣旨は、現在でも変わっておらず、基本的には開示を通じて、円滑な接続に支障を及ぼすような問題は、これまで、この制度がずっと運用されている中で、あまり問題になってきていないのではないかと思っております。

そういう意味で、本制度の見直しをされるという方向などは見えているかと思いますが、新たな網機能の早期提供の観点からは、ぜひ届出の対象は最小限に、あるいは、届出期間も最短にさせていただきたいということを考えておりますので、このように述べさせていただきました。この図も、そんな趣旨で描いております。

次の3枚目が、基本的に当社意見として、2つに分かれています。対象の観点から整理しておりました。1つ目のポツですが、他事業者との円滑な接続に支障を生じ得る新たな網機能を提供する際には、確かに届出を行うということで、下のほうに対象範囲のイメージがございまして。

例えば、青いところで、接続約款（技術的条件集）と書いてあるところの右側には、接続点とか詳細インターフェース仕様、こういったものはいろいろございます。こういった

ものは、私どもの接続約款の中の技術的条件集で開示しているところでございますが、そういった中で、やはり、接続するものを想定して、網機能と定義されるのではないかというまとまりになったときには、実は私ども、開示しているところでございます。これで開示していて、他事業者との円滑な接続に支障が生じ得る、こういったものについては、やはりいろいろな趣旨を考えて届出にしなければいけない。こういう同心円といいますか、集合体の中から、この定義を考えていただくことが必要ではないかと思っております。

次のページ、(2/2)のほうに、では、どんな場合が円滑な接続に支障が生じるおそれがあるのかということで、幾つか、そんなに事例がたくさんあるわけでもない中で、整理してみて、一つの考え方として、こういった考え方をぜひ反映していただければという思いで書いております。

もう一つ、「加えて」のところ、既に他の事業者が提供している場合、私どもは、逆に言うと後発、先発にもう既にいらっしゃって、後から来るような場合に、非常にそこについては、多分、新奇性がなく公知の技術を使っているということ、あるいは、私どもだけが、逆に着手を遅らせるようなことをやられ日数がかかるようなことになると、少し辛いということで、こういうところについてもぜひご検討いただければと思っております。

下の図の緑色と青いところがそれに対応しているところございまして、1つは、今回も16者の話がございましたけど、接続可能事業者数が十分にあって、接続を要望する事業者を実質的に制約しないと見込まれる場合は、接続に支障が生じるおそれはないのではないか、また、接続事業者において既製品で接続可能な方法がある、こういった場合も非常に多いわけでございます。こういった場合は、必ずしも接続に支障が生じるおそれがないと言えるのではないかと。さらに、著しく条件が不利になるとか、例えば3条件が満たされるような場合には、やはり対象外にさせていただきたいことを、ぜひご検討いただきたい。

もう一つは、青いほうで書いております。既に他事業者がサービスを提供されているような場合には、私どもは、逆に言うと、少しでも追いつこうと思っているわけでございます。対象外にさせていただきたいし、日数も、その辺はぜひご配慮いただかなければいけないのかなと思っております。

5ページ目は、(参考)という形でお示しさせていただきました。I P o E接続可能事業者数について、以前、このような話もしたことがありましたが、改めて中身を、なぜ3者なのか、なぜ16者なのかということについて、少しご説明しております。

I P o E接続可能事業者数については、当社があらかじめ仕様を決めて制約をしたわけではなく、先ほど申し上げたとおりでございます。検証の結果、NGNに導入済みのルータに関して事後的にその制約が判明したということで、実は最初、3者という制約がございました。この「3者」のすぐ下でございます、「故障発生時の復旧に伴う制約」、これがございまして、再計算の時間を見たら、こういうことをやりながら、どうしても3者が限界だということがございましたが、この方式を改めることによって、その問題はクリアになりましたが、今度、収容ルータのほうの設定領域に係る制約、こちらのほうがどうしても限界値として16者まで、それ以上は入れないという制約になったということでございます。

こちらにつきましては、これまでも一応、開示はしてきましたが、できるだけこういったことを自主的に開示していくようなことを配慮していきたいと思っております。

6ページ目は、これもこの間、前回の研究会でも少しお話をさせていただきましたが、PSTNマイグレーションで、実はいろいろなことをやっております。

PSTNマイグレーション後において、音声通信のI P - I P接続のルータ等の接続条件につきましては、おおむね月1回ぐらいのペースで、かなり多くの20社以上の事業者様に集まっていただいて、協議をしております。一つ一つの仕様をどうしたらいいかということ、一つ一つすり合わせをやっていらっしゃるところでございまして、こういった事業者間で事前にすり合わせを行っているものについては、円滑な接続に支障が生じるおそれがないため、ぜひこちらについては対象外にさせていただきたいというのは、私どもも思っておりますし、ほぼ同じような気持ちを、ここに参加されている事業者様が思っていられるようにも聞こえているので、こういう形で表明させていただきました。

また、届出を実施し、逆に言うと、一回そういう意識合わせの場で合意しているものに、改めて、届出をして、いろいろな意見を反映されて、真剣に頑張ってもらってくださる方じゃない方から、そういう形で意見をいただいて、工事開始日が少し遅れたりするというようなことがあると困る。

6ページの右下のほうに、意見への対応が難しい場合があることに加え、関係事業者間で再度意識合わせが必要になってしまうことがあると。こういったことを考えると、できるだけそういった事業者様には、意識合わせの場にぜひご参加くださいという形でアプローチできれば、一番現実的にありがたいと思っております。

今、他事業者の意見の話もしましたので、次の7ページに進みたいと思います。

網機能提供計画の対象になってまいりますと、他事業者様から意見をいただくことになって、もちろん私どもとしては、追加的な開発を行う場合は、適切なコスト負担をしていただくことを前提とすれば、可能な限り、その要望内容にお応えしていきたいと思っております。

その際、ただ、追加的な開発を行うものの、結果的に利用する事業者様がいないということになってしまうと、作ったものの使っただけにならないとなると困るので、利用を前提とした意見提出を担保する措置といったものをご検討いただかないと、当社としてもつらいのかなと思っております。

また、実はさまざまな事業者様が自前のIPネットワークサービスを提供している競争状況下において、迅速な提供を妨害することを、これは少し性悪説に立ったようなもので、ほんとうに書いていいかどうか、迷いながら書いてございますが、妨害するようなことを目的とした意見提出がなされることも、少し心にとめておかなければいけないかなと思っております。いろいろ調べてまいりましたら、米国でもこういった制度があるようでございまして、機能提供の遅延を目的とした意見提出でないことを宣誓する仕組みがあるような話も、少し聞きかじりで勉強のレベルですが、見つけましたので、こういったことについてもご配慮いただければと思っております。

それから、「なお」で書いたのですが、ここはとても大事だと思っていて、IPネットワークを構成する装置は市販品でございますので、いろいろなご意見をいただいても、装置に具備されていない利用要望については、ちょっとできないので、当たり前だとは思いますが、こういった形でここに書かせていただきました。

その次のページが、届出期間に関する私どもの意見でございます。

これも、ルータ等を事前の届出対象に見直した場合、その後、書いておりますが、新しい網機能の開発期間が長くなったり、少し大げさかもしれませんが、通信業界のイノベーションの遅れ、こういったものも懸念されるのではないかとと思っております。ぜひ工事着手に影響を与えないような手続にさせていただきたいと切に願っております。

当社は円滑な接続を実現することを前提としてIPネットワークを構築しており、例えば、着手に合わせて届出を行い、並行して他事業者からの意見を受け付ける、こんな形でも、実際にはできることはかなりあるのではないかと思っています。

ただ、それだとだめだとおっしゃることもあると思つて、「しかしながら」の後に、その

次のことも書いております。他事業者様の意見募集を、行うことが必要なのであれば、例えば接続約款の変更に係る意見募集期間、大体30日だと伺っておりますが、このぐらいの期間であれば仕方がないのかなという意味で、ちょっと書いてみました。

なお、届出時には、もちろん計画段階で判明している制約内容を届け出ることとし、工事中での検証後、事後的にしかわからない制約がわかれば、判明した時点で公表していくということについても、ここで述べさせていただきます。

9ページ目が、今までの意見のほぼ繰り返しになりますが、1つ目のポツは、「接続を前提としないネットワーク」を構築する考えはありません。社内でもいろいろな議論をして、こういうことを言ってきていいと言われましたので、このように書いております。

2つ目のポツは、開発期間が過度に長期化すると、今日のプレゼンでもこういったことをおっしゃってくださる方もいるようですが、やはりこの部分についてはぜひ、懸念についてはご検討いただきたいと思っております。

そういう意味で、3つ目のポツ、届出の対象は最小限、届出期間は最短にさせていただきたいと思っておりますし、最後、当社はこれまでも今後も、決して他事業者様に対して意図的に接続の制約を設けるようなことはございませんが、今後は、制約を生じるような場合については、正直、今まで説明してきたつもりでございますが、少し説明が不十分だったところもあるかもしれないと思って、今まで以上に丁寧に説明していく考えだということを申し上げました。

私どもも、できるだけ接続していただいて、時代が変わったわけではないですけど、電話の時代と違って、IPネットワーク、接続していただいてこそビジネスが拡大するという時代に、やはり大きく変わってきたと思っております、そういった観点からこのような意見をまとめさせていただきました。

最後の紙には、その他考慮いただきたい事項なので、少し長く、もう時間も押してありますので、項目に触れるにとどまりますが、工事着手が200日の後ろ倒しみたいな話もありましたが、できるだけこれは慎重にご判断いただきたいということ。

2つ目は、工事着手の前倒しについては、やはり他事業者様で少し、意見を今日もいただいたと思いますが、ぜひこういったことについては可能にするような方法でご検討いただきたい。

それから、諸外国の事例も、ぜひ参考にさせていただければということ。

あと、やむを得ない場合、セキュリティや災害対応といったもののためには、事後的

な開示ということについても、ぜひお願いしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

【辻座長】 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、構成員からご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。どなたでも結構ですので、よろしく願いいたします。

では、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 では、質問させていただきます。

話を伺って、いろいろ今まで網改造のルールをつくったときのことを、何か思い起こしながら、考えてみたのですが、NTT東日本・西日本が言われたことが同じことなのか、違う視点なのかがまだわからないので、確認も含めて伺います。

KDDIの資料を見ると、どちらかというところ2ページに、私からすると整理されていて、利用部門との同等性確保が1つです。あとは、丁寧な対応、されていると思いますが、あと、タイムリーな提供、このバランスをとることが大事ですねと書いてあって、まあまあ理解できますと。

NTTの話は基本的に、円滑な接続みたいな、「円滑な」というような言葉でずっと説明されていて、その円滑というのは、時期のことなのか、スピードや何かのことなのか、あるいは、お互い余計な負担やコストも含めて、そういうものを減らす作業も含めて、そういうことで円滑と使われているのか、少しその辺がわからなかったというのがありますね。

私がそもそも網改造や何かで理解していたのは、1つはやっぱり公正競争。例えばNTTは、今までで言うと、PSTNの時代で言うと、網改造のいろいろな情報を持っておられて、利用部門と他事業者が、例えば競争するときに、同じ条件で同じようなタイミングで競争ができるように、ある程度早めに情報を出しましょうとか、そういうことで議論が始まったように記憶していて、そうするとやはり、1つ大事な観点、中心的概念は、やはり公正競争を確保しつつ、それだけでなく、余計なコストをかけずにとかタイムリーにとというのがもう一個入ってきて、というふうに私は理解しています。公正競争条件だということで、そういう理解でよろしいのか、ちょっと違うことを話していたのか、どのように考えたらいいいのかという、一応確認になります、まずは。

【NTT東西】 公正競争とかそういった観点を、別に、今までどおりやることについては、全く変わりはないと思っています。

ただ、いろいろ時代が変わっていて、多分、もともとルータが外れていたのは、装置もどんどん新しいものができるとかいうのもございますし、市販品を使っているから、接続を前提とした装置みたいなことを今日申し上げましたので、いろいろな事情の変更を考えると、逆に今回、ルータを対象とするにしても、電話の時代みたいな、ここまで厳しい規制を必ずしもかぶせなくても十分ではないかということ、ちょっと本音を言い過ぎなのかもしれませんが、電話の時代の規制は200日もそうですけど、ちょっと厳し過ぎるので、これをそのまま当てはめられると、非常に問題点があるのではないかということで申し上げたので、公正競争の観点等を無視するものではありません。

【佐藤構成員】 と言っているわけじゃないよと。

【NTT東西】 はい。ということでございます。

【佐藤構成員】 それで確認できたので、結構なのですが、私も、新しいNGNのネットワークに関しても、多分、公正競争というのは必要な処置で、ただ、やはり事業者に対して、それぞれ接続する側も含めて、タイムリーに新しいサービスを提供できることは大事だと思っていますので、初めから全てのものを今までどおりにやるということではなくて、いろいろな意見を聞きながら、この議論が始まるのだなと理解しています。

だから、公正競争上、何をターゲットにするかとか、できるだけ、今言われたように、時間も含めて、あるいは、ほんとうにサービスを接続して提供する意図がないようなことにまで余計な負担がかからないように、そういうことを配慮しながら議論を進めたいと思っています。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。

関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 どうもありがとうございました。

KDDIのプレゼンの中の4ページのところというのは、NTTの資料の2ページ目のところでしたか、何らかの形で接続に支障のない場合に90日ルールを少し短くしたらという提案は、すごく積極的な提案だと思っています。ですから、NTTと少し違うのかもしれないのですが、支障のない場合の早期適用の可能性というのは、こういう形で提案を受けて検討したらいいと思います。

ただ問題は、その前の3ページ目のところで、KDDIは、ルータ、サーバ等についても、全部情報開示の対象にすべきだというご意見ですが、NTTの今の届出対象外のもので、例えば市販品のルータ等というと、スペックは自明なわけですよね。そこにもともと

ないものを追加することも、まずあり得ないということもおっしゃっているので、NGN 全ての機器について対象とすると、少し私は負担が大きいような気がしますが、そこについて、KDDI、少しご意見を頂戴できればと思います。

【KDDI】 ここでは、全てのルータ、SIP等も対象という形で書いていますけど、多分、正しく言うと、ルータ、SIP等を使ったNGNで実現される網機能が対象になるのだと思っていて、例えばルータを、単に性能が向上したからかえるなど、いわゆる装置だけにひもづくようなことというのは、それは網機能の変更とかではありませんので、そういうものは多分、対象にはならない。

たまたまその機能を実現するに当たって、使っている部品が何なのかといったところの話で、それがいわゆるIPの世界ではルータであったり、SIPサーバであったりといったようなことだと思いますので、いわゆる網機能にならないような、装置だけに起因するようなものというのは、この制度には入ってこないのかなという認識でおります。

あとは、先ほどNTT様もマイグレーションの話をされていましたが、この制度の趣旨を考えますと、マイグレーションについては、他事業者とかいろいろな事業者が集まって、円滑な接続ができるようにという趣旨でいろいろ話し合っ、合意して決めているものになりますので、この制度の趣旨に照らして、事前にそういった合意がなされているもので、合理的に、届出しなくてもいいのではないかとといったものについては、手続のためだけに届出するというのも、それもちよっとおかしな話であると思っていますので、そういった合理的に除いても大丈夫なものといったようなところは、除いてもいいのではないのかと思っています。

そういった意味で、弊社の3ページ目の資料の「原則」と書いているのは、そのような意味も含めて書いております。

以上です。

【関口構成員】 わかりました。実質的には、差異がほとんどないというふうに理解してよろしいということですね。ありがとうございました。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

【酒井構成員】 私もこれを見ていて、確かに中身は、KDDIもそんなに違わないような気がして、あとは実際的な話のような気がしますが、NTTの書いていた資料7ページの中の3つ目が少し気になりまして、確かに、悪意があつて妨害することを目的とした質問が出る場合とか、そこまでじゃなくても、逆に、ちょっと申しわけないですけど、あ

まり知識がないので、よくわからないから次々に聞いて、ちっともおさまらないというようなこともないとは言えないので、そういった場合についての考え方というのは、ほとんどのところが合意すればそれでいいというふうにするのかどうかというところ、その辺も整理しておかないといけないのではないかという気がいたしました。

これは、KDDIはどう思われるでしょうか。

【KDDI】 何か妨害するような意見がということですか。なかなか線引きが難しいと思いますが、意見を募集するというのは非常に大事なプロセスだと思っていて、それを踏まえて、円滑な接続に支障があるかどうかといったところを、今回のプロセスにおいても、総務省を含めて判断されるのだと思っていますので、そういったところでフィルターをかけていくしかないのかなと考えています。

意見そのものを止めてしまうと、なかなか意見を出しにくいような環境になってしまいますので、最終的には、総務省を含めて判断していくといったところで、できればいいのかなと思っています。

【相田座長代理】 ちょっとよろしいですか。多分、網機能提供計画というので、たくさん出していただいて、実際に意見が出てきたことはほとんど皆無ではないかなと思いますが、その一方で、逆に、NGNの初めのころ、市販のルータならいいだろうというふうに思っていたわけですが、その市販のルータをどう使うかというので、ごくごく誰でも使っている機能というのと、あまりそうでもないという機能があって。例えば、IPoE接続は、「えっ、ソースアドレスでルーティングするの、えっ、もう先に変なIPアドレスがついているの、IPv6がついているの」というので、現在のようになってしまったという経験があるわけでもって。

市販品をごくごく普通に使っている限りは、誰も何も文句言わないのだけれども、実際ありそうなのは、特にSIPなんかかなり方言がありますから、このメーカーのこれでいきますよと言うと、ちょっとそれは勘弁、うちとあれで勘弁してくれ、こっちにならないのとか、そのようなことというのはもしかしたらあるかもしれないし、やっぱり一番、過去の経験で言うと、非標準的な使い方と言っていいのでしょうか、そういうのがあったときに、もっとこういうもののほうがいいのではないかということと言うチャンスがあったほうがいいのではないかということで、今も大分意見がありまして、一律何でもかんでもぎりぎり同じにということではなくて、あるレベルより上のことをやるときには、それなりにしっかり意見募集等々のプロセスを経るということで、反対に、単にワンランク上の

ルータに変えますとかそういうときまで、200日何とかということをする必要は全くないのではないかと思います。

【辻座長】 では、ほかにご意見ございませんでしょうか。

確かに、原則では皆さん方一致されておられますが、線引き等微妙なものがありますので、それを事業者さんの皆さんによる事前の協議とか情報公開ということで、うまくいくようにもってってもらえればと思います。それでは、オブザーバーの皆さん方にご質問とかございましたら、お聞きしますので、ご意見がある方は挙手でお願いしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

それでは、ソフトバンク、お願いいたします。

【ソフトバンク】 届出対象に関しての弊社のスタンス、考え方は、今後、重要性がますます増していくNGNにかかわる設備に関しては、やはりNTT東日本・西日本様と事業者との同等性の確保というのが、非常に我々のスタンスで重要視していますので、原則、対象はなるべく全てというスタンスでやるべきかなと思っています。

円滑な接続に支障が生じるかどうかというのは、事業者の見方によっては、これは大丈夫でしょうか、ただ、ある事業者にとってみれば非常に支障が出ますというところで、なかなか難しい線引きになるかなというところもありますので、スタンスとしては、あまり初めから絞らずに、前広にといいですか、まずは全てを開示するという前提で検討するのがいいのではないかとというのが弊社のスタンスです。

その線引きに関しては、ある程度明確に、ルールといいますか、明確な判断のプロセスというのは、これからつくっていく必要があるかと思えますけれども、弊社としてはそういう考えを持っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

そうしたら、JAIPA、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。

先ほどのKDDI様の利用部門との同等性の確保というところに関しては、大いに賛同いたします。

あと、NTT様の先ほどの資料の説明の中で、意図的ではないということが書いてありまして、まさにそのとおりだと私も思いますけれども、特に中小にとっては、意図的だろうがなかろうが、結果が一番こたえるわけですし、その辺を何らかの形で、それこそ同等性の確保ということで、担保するような形をしていただきたいと思います。

特に、圧倒的に情報量が違うものですから、意図的であるのかわからないのかは、多分、我々からはわからないんですね、嫌らしい解釈をします。そのため、例えば結果として同等性が担保できなかったときにどうするかと。さすがにサービスをとめるというわけにはいかないと思いますので、それがどんどん、例えば、これは性悪説になってしまうかもしれませんが、サービスを止めるわけにいかないということで、なし崩し的にどんどんサービスが展開されていってどうにも手が出せないということも、可能性としてはないわけではない。

では、止めなかったらどうするかというと、ちゃんとしたアイデアがあるわけじゃないですけど、例えば、関係する情報の徹底した開示を、その後、お願いするとかということをやっつけていかないと、もちろん、意地悪でそういうふうに行っているつもりがなかったとしても、結果の問題というのが非常に大きいので、何らかのそれを担保する仕組みというのを、情報開示でもいいので、入れるべきではないかというふうに思います。

【辻座長】 まず、ご質問、NGN I P o E協議会、いかがですか。

【NGN I P o E協議会】 NGN I P o E協議会の古賀でございます。

円滑な接続の障害になるかどうかというところですが、これまでも、我々の経験からいうと、NTT東日本・西日本様は何かあるたびに打ち合わせを求めてきて、それも各事業者に、いろいろ折衝をさせていただいているという状況はあるのかなと考えております。

なので、制度で縛る必要性がどこまであるのかといったところは、慎重に議論しなければいけないのではないかなと思っています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、まとめて、ご回答かご意見をお願いしたいと思います。

【NTT東西】 なかなか厳しいご意見をいただいていると思いますが、そういう意味では、先ほどNGN I P o E協議会の方がおっしゃってくださって、うれしかったですのですが、実は、私どもの会社でも、事前調査申し込み手続というのがございまして、いろいろ細かいことを、今日の資料で申しますと、3ページ目の同心円で赤、緑、青とございまして、青のゾーンみたいなところは結構、これはどんな仕様になっているのとか、これどうまくいくのというのは、非常に多くいろいろな要望をいただいています。何十件という要望をいただいております、そういったことも結構やっております、そういった 営み の中、ただ、それは個別の会社さんからいただくと、逆に言うと、それをみんなオープン

にしちゃうと困るという方もおまして、どうしても、表に出ている以外にも、水面下のそれぞれのやりとりというのは多分にございます。

むしろビジネスを一生懸命やっつけらっしゃる方ほど、具体的にこれはどうなのというご意見もいただいていますので、そこを、ただ、表には全部つまびらかにできませんが、そういった手続があることについて、ご理解いただきたいと思うのが1つです。

それから、接続をわざと意地悪することはないという言い方だけにとどまってしまうとあれなんですけど、例えば、ある意味で、今回、I P o Eの事業者数が16者というのは非常に問題になりましたけど、例えば網機能でどんなものを次にやらなければいけないかというときに、おそらく、I P o E接続の機能を作るときには、これまではこういうルールになっていなかったもので、開示にとどめてはいますが、おそらく今後は、あれを届出にすることになるのかなということ、ある程度、私どもから提示させていただいた同心円でも、そういう考えを持ちながら作っております。

むしろ、考え方はこの辺をぜひ酌んでいただいて、具体的にどんなものを対象とすべきなのか、すべきではないのかみたいなどころをいろいろな方々でご議論いただきながら、全て対象となっちゃうと、いろいろな意味で、非常にこういうルールというのは、これは危ないんじゃないか、対象になるんじゃないかと、いろいろな意味で我々も思考停止になってしまうようなところもございます。

ぜひそういった、どうしても総務省に届け出るとなると、いろいろ心配なことがあって、やりたいことができなくなってしまうと、その部分もぜひご考慮いただきながら、明らかに問題があること、確かにJ A I P A様がおっしゃるとおりで、後からわかることもありますけど、どうしても、これは明らかに危ないねということに、ぜひ少し限定的に、縛りをかけていただきたいというのが私どもからの切なる願いで、今日申し上げたところでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかにご意見等ございませんでしょうか。

それでは、NTT西日本。

【NTT東西】 先ほど、他事業者様がその機能等を使うときの同等性という議論もありましたが、前回、4月の会議の資料等で、平成20年の審議会答申が出ていまして、その中で、「網機能提供計画は競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築等がなされると、円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものである」と

書かれています。

開発着手の前に情報を出すのが網機能ですけれども、それとは別に、情報開示の手続ということで、サービス開始の90日前に我々が情報開示するという手続もございます。

なので、そのタイミング、例えば、我々のサービスをやる90日前には情報開示するという、先ほどの同心円で言うと、2番目の丸のところですが、そういった手続もございまして、例えば同等性の観点で、サービスを同じタイミングでできるようにしたいという話であれば、そのタイミングで開示するという手続でも足りるのではないかと考えておりますので、一番小さいところの円に入れて、今回の届出対象にするのか、あるいは、引き続き現行の情報開示の対象に止めるのかということについては、個別の事案ごとに見ていただきたいと思います。例えば、ある事業者様がアイデアを出して、NTT東日本・西日本にこういう機能をつくってくださいという個別の要望をいただいたときに、さすがにサービスを開始するときには、それを皆さんにもお伝えしなければいけないかもしれないですけど、その開発を着手する、相当に早い段階で教えてしまうということになると、とある事業者様の要望で我々がネットワーク改修をするときに、それをオープンに、公にしまうということは、要望された事業者様にとって好ましくないと考えられます。

そのため、そういったケースも含めて、慎重にパターン分けして対象を決めていただくことが必要ではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【辻座長】 わかりました。どうもありがとうございました。

今までも情報開示の件に関しては、この研究会の当初からいろいろな課題があるということで、一つの大きな 이슈になっていましたけど、原則論的なものでは、ご理解を得たり、あるいは相談されておられますけど、個別のところになりますとどうしても、今でもルールがありますが、個別提供になっちゃうといろいろな障害等が出てきて、それはその人らも含めて、やっぱり情報の公開、あるいは議論していただいて、いい方向を探っていただくしかないというので、非常に難しい課題かと思っておりますけど、だから、できるだけ事業者さんの間で情報交換等々、議論の場を設けてもらうというのがまず大前提かと思っておりますけれども、ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

それでは次に、2番目の電気通信事業法改正の議題に移りたいと思います。

まず、事務局から説明をいただき、その後、質疑応答も行う時間を設けたいと思います。

それでは、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、資料13-5に基づきましてご説明いた

します。

表紙をおめくりいただきまして、1枚目ですけれども、電気通信事業法の一部改正につきまして、5月10日に電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律というものが成立し、23日に公布されました。これは、ネットワークのIP網への移行、マイグレーションに対応するための改正を含むものでございます。

そのマイグレーション対応という文脈において、接続関係の改正が1つございまして、それは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者が、これらの設備のアンバンドル機能、これは、接続料規則等の省令で、その単位で接続料を設定することが義務づけられている機能、いわゆる基本的な機能のことですけれども、これを廃止しようとする場合には、あらかじめそうした事業者が、当該機能を利用する相手の接続事業者に対して、廃止しますという旨を周知しなければならないという制度を整備いたしました。

ただ、この詳細となる周知方法につきましては、総務省令で定めるところによるという条文になって、省令に委任されておりますので、そうした省令の内容等を今後、総務省において検討していく必要がございます。施行日は1年以内ということです。

この検討に当たりましては、これは今のところの私どもの考えでありますけれども、廃止される機能を利用している接続事業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることを確保するという観点が必要なのではないかと、また、もう一つ重要な点として、周知状況や接続事業者における対応状況を確認できる仕組みとするという観点ももう一つ重要な点ではないかというふうに、現在のところ、考えておりますが、ご意見等あれば頂戴したいと考えております。

2枚目はご参考で、改正の全体像ということで、今申し上げました接続関係以外の点を含めて、どのような主な改正が行われたかという点を、簡単にご紹介しているものでございます。

大きく3つの柱がございまして、1つは、サイバー攻撃への電気通信事業者における対応の促進、2つ目は、番号制度の整備、3つ目が、これは利用者保護の一環で、電気通信業務と書いてありますが、主に利用者向けのサービスが廃止されるときに周知の制度を強化するというような内容でございます。

詳細につきましては、時間の都合もありまして、割愛いたします。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず、構成員の皆さん方、ご質問とかございましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの方でご質問とかございましたら、挙手でお願いしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

そうしたら、これは質問なしということで、次に進めさせていただきます。

次に、接続料と利用者料金の関係の検証につきまして、まず、事務局より説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、次は資料13-6につきまして、説明をいたします。

おめくりいただきまして、1枚目ですけれども、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」、いわゆるスタックテストに関する指針でございますけれども、こちらは平成30年、本年2月に、本研究会の検討の結果を背景としまして、策定をいたしました。

その後、平成30年度接続料の新設・改定等のための約款変更の認可申請がございまして、その中で、2月に定めた指針に基づいて、初めての検証を実施していただいたわけですが、その結果を示しつつ、意見募集を行いました。

そうしましたところ、接続事業者でありますKDDI様より、この指針に基づいて初めて行った検証のうち、「加入電話・ISDN通話料」と「ひかり電話」、この2つの区分についての検証の具体的方法につきまして、ご意見を頂戴しました。それは主に、接続料総額とその比較対象となる利用者料金、この範囲に一致していない点、齟齬があるのではないかという趣旨のご指摘でした。すなわち接続料総額のほうを見ますと、NTT東日本・西日本の着信に係る通話のみを対象としている。しかしながら、その比較対象となる利用者料金収入のほうには、NTT東日本・西日本以外の他事業者（KDDI、ソフトバンク等）に着信する通話も含まれており、少し範囲が広いのではないかというご指摘がございました。

これにつきまして、NTT東日本・西日本様からは再意見として、ご指摘のとおりですけれども、ちょっと利用者料金のほうの区分が困難であるという趣旨のご意見をいただいたと思っております。

これを受けまして、答申では、他事業者接続料、すなわち他事業者に着信する通話もあ

るのであれば、その際に、NTT東日本・西日本が他事業者に支払う接続料を含めて検証を行うことが適当であるとされております。

これを踏まえまして、2枚目ですけれども、私どもとしましては、この答申の趣旨を実現するために、2月に定めたばかりでありますけれども、スタックテストに関する指針を改定しなければならないのではないかと結論に至りまして、つい先ごろ、意見募集を開始したところでございます。

その改定の趣旨というのは、まず、他事業者接続料を加えるとする改定が必要となる。2月に定めた指針の中では、他事業者接続料を含めるという点を書いてありませんでしたので、これを書く必要があるというのが①。

それから、②ですけれども、この指針は価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないかを検証するものですので、検証区分となるサービスの範囲は、サービス競争がなされる範囲又は潜在的にサービス競争の可能性のある範囲での検証を行う必要がある。しかしながら、本指針の主な目的はもう一つありまして、NTT東日本・西日本の認可接続料を調整する必要があるかどうかということ、その検証結果に基づいて、判断する必要もある。そうしますと、他事業者接続料を多く含めて検証するということになってしまいますと、NTT東日本・西日本の認可接続料の影響というところが少しずつ見えにくくなっていくということですので、できる限り、振替接続料、すなわち認可接続料のみを負担することとなる範囲に一致する形での検証を行うことが適当とも考えられると思ったところでございます。

そうしますと、加入電話・ISDN通話料というサービスの検証区分の中では、例えば「0036」をダイヤルして発信する携帯電話宛ての通話など、通常の利用者からとってみて、利用者料金等の要素によりほかの通話と区別できるものがあるのではないかと。したがって、そうしたものは除いた範囲で、利用者からとってみて競争があり得ると考えることができるのではないかと。なので、そうした最小限の範囲による検証を行う旨規定することが適当ではないかと考えた次第でございます。

ちょっと言葉の上でいろいろ述べてしまいましたけれども、以上の考え方を絵にしたものが3ページ目でございます。

まず、加入電話・ISDN通話料につきましては、これまでの検証範囲というのを青枠でお示ししております。この青枠をごらんいただきますと、まず、利用者料金収入のほうには、NTTの加入電話発、これは東日本の場合を書いておりますので、「東日本」と書い

ており、限定されていますが、東日本のPSTN加入電話・ISDNから、東日本の同じくPSTNに着信する通話、ひかり電話に着信する通話、他社の直取電話に着信する通話、この3つのカテゴリーが利用者料金収入のほうに入っていました。

接続料のほうはどうかといいますと、振替接続料、NTT東日本・西日本の接続料につきましては、この3つのカテゴリーで全て入っていましたが、他事業者に支払う接続料につきましては、他社直取着の通話につきまして発生していたにもかかわらず、そこは入っていなかったということでございます。なので、ここは入れるべきではないかというのを、黄色の部分で書いております。

しかしながら、加入電話・ISDN通話料というサービスとしては、これはNTT東日本・西日本様からいただいた申し出でございますけれども、実は、緑の点線の範囲が実際のサービス範囲なのであるというご指摘をいただきました。すなわち、PSTNから発信する通話であっても、移動体・PHS着であるとか、050電話着であるとか、そういったものがほんとうはあるのだから、そこも入れるべきではないかというご指摘であったと認識しております。

しかしながら、下の3つの通話のカテゴリーにつきましては、利用者料金額が異なりますので、利用者にとってみれば違うものと見ることはできるのではないかとということで、これらの他事業者が支払う通話については、他事業者接続料を支払う一番下の3つの通話につきましては、今後の検証では除くべきではないかということで、赤い枠が今後の検証範囲ということになります。

また、ひかり電話、下のほうも同様でございますが、他社直取着までは同一料金ですので、これは検証対象ということで、赤い枠が本来の検証対象ではないかと。下の3つは除くべきではないかという考え方を示しております。

ほかにもいろいろ細かいところがございますけれども、とりあえず考え方としては以上の考え方ということになります。

続きまして、4ページ目ですけれども、では具体的にどういう改定をするのかということですが、まず、他事業者接続料を振替接続料の総額に加えた上で検証を実施するというのは、申し上げたとおりです。

(2)ですけれども、通常の利用者が、利用者料金額等により区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う通話をできる限り除く。できる限り狭い範囲とする。

(3)は、少し違う話になりますが、そうはいつでも、指針に基づく検証をしていただ

く際に、複数以上、方法がある場合があつて、例えば、前回行った方法よりも、具体的な算定方法等を見直す必要があるというような結論に至る場合も今後想定されます。今までもありましたので、今後も想定される、そういった場合について、適正性確保のため必要な範囲内で変更できることを明記するとともに、また、変更したときは内容及び理由を報告・公表するところを、透明性のため明記したいと考えております。

これにつきまして、現在、意見募集を開始しておりまして、7月23日までの間、意見募集を実施中です。今後、この意見募集の結果と、あと、本研究会での検討の状況を考慮しつつ、改定を実施するとともに、必要に応じ、具体的な検証の方法についてさらに検討していきたいと考えております。

続きまして、5ページ目ですけれども、さらに細かい話となり恐縮ですが、今回の指針の改定に当たりまして、スタックテストにおける具体的な接続料総額の算定の方法をいま一度、検証してみました。

上の図にある①から⑤というのは通話の種類でございまして、この絵の場合は、NTT東日本のPSTNから発信する通話での場合でございます。

例えば①は、同じGC交換機において終始する通話を示しています。下の表を見ますと、その①の通話につきましては、市内通信機能という接続機能を使って接続料総額を算定しているということがわかるような表になっております。

これらを見ても、まず、例えば④の県内市外通話という通話がございますけれども、こちらにつきましては、すなわちICまで発信していくところの経路での接続機能の費用と、あと、着信側であるGC等における接続料の費用、両方が入っていて、④の表の欄の中では、「×2」と書いてありますけれども、つまり、往復分ちゃんと入っているということがわかると思います。

ただし、上の図でいう青の線は、非指定設備で、第一種指定電気通信設備ではない設備が使われているということで、その接続料は一部入っていない。また、卸料金の場合もあるということで、そういう場合があるということで、算入できていない部分については、今後できる限り算入すべきではないかと考えておりまして、そのことを、⑤の表の右下のほうに青い枠で書いております。

最後、6ページ目ですけれども、ひかり電話につきましても同様の検証を行いました。

基本的には、こちらにつきましてはごらんのとおりで、そんなに大きな問題はなかったと考えておりますが、1点、①の通話、同じNTT地域会社のNGNの中で終始する通話

ですけれども、こちらにつきましては、NGNの横串のアンバンドル機能を使っていないので、メディアゲートウェイの接続料が、余計なものが算入されており、ちょっと高額な振替接続料が計上されている状態になっているということがわかりました。

すみません、駆け足でございました。以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、まず構成員の皆様から、ご質問等がありましたらお受けいたしますが、どなたかご質問ございますでしょうか。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 説明いただいた3枚目のところですが、移動体・PHS着というのは、「0036」でかけるというので、多分、今はあまりトラヒックがないと思いますけれども、マイグレで、固定発携帯着の利用金設定権の交渉は進んでいますよね。それが決着すると多分、ここは結構なトラヒックに、ボリューム的になってくると思いますけれども、上の3つは確かに同一料金ということですが、移動体・PHS着についての今後の動向次第で、ここが検討の対象になるということはあるのでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 今のところ、今後いつ見直すとか、どういうふうに見直すとか、何か想定しているわけでは全くないですけれども、一般論としては、市場の状況は、スタックテストの関係に限らず、しっかり見ていかないといけないだろうと思っています。

ということで、携帯電話着の通話がどれぐらいあるのかとか、あと、料金がどうなるか、やはり料金設定というのは市場の競争の状況に影響を受けると思いますので、そういったいろいろな要素をしっかり見ていかないといけないというのは、一般的にはそのとおりで思っております。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 ほか、ございますでしょうか。

そうしたら、今の同じ説明につきまして、オブザーバーの皆さん方でご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

それでは、NTT西日本、お願いいたします。

【NTT東西】 詳細については、意見を募集いただいておりますので、また別途、その場でも我々の意見を申し上げたいと思いますけれども、現状、我々のPSTNのスタックテストの対象について、PSTN発PSTN着、あるいは、PSTN発ひかり電話着とい

った固定に着信するものだけを対象にしていたのに対して、後発のひかり電話については、固定に着信するものだけでなく移動体等に着信するものも含めて全ての着信を対象にしているという現状があります。

そもそもお客さまが電話サービスを契約される場合、0 A B J という番号だけにかけることを意識して契約するということはあり得なくて、当然、携帯電話であったり、0 5 0 であったり、いろいろな通話先に架電されることを念頭にサービスを契約されることを踏まえると、事業者間の競争というものも、全通話を対象に判断されるべきものではないかと思っています。今回、特定のパーツだけを選び出して、そこだけのチェックということになっていますけれども、我々としては、基本的に、全通話を対象に行うほうが適切なのではないかと思っていますところでは。

これは、そもそも P S T N が歴史的に、我々の料金設定が出来る通話が県内通話しかなくて、固定発携帯着の料金設定権とかを持っていなかった時代から始まって、それが、ちょっと引きずってしまっていたという事情はありますけれども、ひかり電話については、現実に移動体等への着信呼も含めて検証してきたということなので、今回、こういう形で固定着だけに着信先を絞り込むというのは、時代の流れにも逆行しているのではないかという印象を持っているところです。

詳細については、また別途、ご意見を申し上げたいと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、K D D I、お願いいたします。

【K D D I】 3 ページ目のところで、先ほどの範囲の話ですけれども、K D D I としては、詳しくはパブコメで述べたいと思いますけれども、事務局の案に基本的には賛同しています。

なぜかという、結局、電話のサービスを提供しているときに、どの単位で利用者料金が設定されているのかと考えたときに、やはり固定宛てであったり、携帯宛てであったり、それぞれ違う料金を立てて電話サービスというのを作っている。その際に結局、例えば移動体宛ての料金を決めるときに、何をもって決めているのかという、やはり着側の移動体の網使用料というのが大きな要因であるし、あとは、いわゆる市場価格といったものも、固定宛てと携帯宛てというのはやはり違う料金で競争しているといったところもありますので、そういった意味では、N T T 東日本・西日本様の網使用料と利用者料金を比べるという意味であれば、ここで言っている赤枠の固定宛てといったところをやっていくのが正

しい選択なのではないかと思っております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、ソフトバンク、お願いいたします。

【ソフトバンク】 詳細は、意見募集がかかっていますので、そちらでも当然、意見はしたいと思っておりますけど、スタックテストを使う目的といたしますか、スタックテストを使って何を判断するかというところで、判断基準といたしますか、いろいろとどう切り口を決めていくかというのは変わってくるのかなと思っております、例えば接続事業者とNTT東日本・西日本様で、公正なサービス競争がきちんとできているかという観点からすると、接続事業者が使う接続機能とNTT東日本・西日本様が使っている、音声通話の接続機能をなるべくそろえるとか、同等性をなるべく確保した形で比較する必要もあるかなと思っておりますし、あと、認可接続料のレベル感を、これをもって判断するというのであれば、その対象とするサービス、この範囲をどうするかといったところも、いろいろと議論するところはあるのかなと思っておりますので、ぜひ本研究会の中でも、オープンにそのあたりを議論して決めさせていただければと考えております。

【辻座長】 今のご意見に対して、何か事務局のほうで、説明、回答とか追加的なもの、ございますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まず、私の説明の中で、あまり明確にご説明できなかった点があったので、ちょっと補足いたしますけれども、スタックテストの検証とするサービスの具体的な範囲につきましては、もちろん、競争がなされている可能性のある範囲である必要が、必ずあるというふうに考えていますけれども、必ずしも、その範囲での競争の評価が最も正しい、最も適切であるというところまで追求する必要はないということだと考えています。

ですので、この狭い範囲というか、今のご提案をしている、この赤い枠での競争というのは、絶対なされる可能性はないというようなことがもしあれば、見直す必要があるかもしれないけれども、そういうことはないのではないかとというふうに私どもとしては考えています。

とりあえず、事務局としては以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかに、事業者の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

この意見は、まだパブコメにかかっておりますから、皆さん方また意見を出されると思いますので、それを見てから、また議論を進めたいと思います。今回はとりあえずここで終了とさせていただきます。

それでは、第二次報告書（案）につきまして、事務局からご説明いただいた上で、同じように質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、資料13-7になっております、第二次報告書（案）につきましてご説明いたします。

表紙にも書いておりますけれども、今回の報告書（案）の中で赤字となっている部分は、前回までの事務局資料の中で特段触れていなかったり、あるいは、前回までの事務局資料から若干修正をしたりという部分でございまして、要は、この研究会にとって新規の内容になっている部分ではないかと思っているところでございます。

おめくりいただきまして、目次をご覧くださいますと、NGNの県間通信用設備の扱いとNGNのインターネット接続の接続料、これは従来、NGNのISP接続と呼んでいたカテゴリーですけれども、それから、加入光ファイバ接続料、これは耐用年数とかレートベースの話ですね。それから、第4章、今日ご議論いただきました、「網機能提供計画」、そして最後、継続検討事項というような構成としております。

おめくりいただきまして、第1章からご紹介を進めてまいります。

第1章、4ページ目からありますけれども、基本的に黒字となっておりまして、これまでご紹介済みの内容が続いておりますが、こちらにつきましては、県間通信用設備の接続料、県間接続料について、ソフトバンク様とNTT東日本・西日本様の間で協議が続けられてきたということで、それを本研究会でも検証させていただいたというところでございます。

6ページ目に、最新の状況を赤字で追記しております。前回の4月の会合で、県間接続料について合意がされたということで、そういった趣旨を追記しております。

7ページ目ですけれども、こちらも前回の4月の会合での話を追記したところでございますけれども、上の113行目のところ、ソフトバンクからのご意見を追記しております。

こちらにつきましては、長期間、協議に要した。それから、コストが低廉化、そして、需要が増加していくということなので、県間接続料は第一種指定電気通信設備の接続料、NGNの接続料と同様に、将来原価で毎年算定すべきである。そして、総務省においてその検証を行うべきである等々のご意見で、これに対して、NTT東日本・西日本様からは、

そもそも県間設備はボトルネック設備ではないというお話もございましたけれども、将来原価を否定するものではないけれども、毎年算定するかについては、さまざまな選択肢があると考える等のご意見があったかと思っておりますので、それを追記しております。

7ページの下の方から、県間接続料についての考え方を書いておまして、8ページ目へ行っていただければと思いますけれども、「第二に」というところ、141行目ですが、NTT東日本・西日本様からのご意見によりますと、県間接続料の適正性につきましては、問い合わせ対応等について、可能な限り具体的な説明を行うことで確保していくというようなご意見があったと思います。こちらにつきましては、適正性及び公平性は一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではないというふうに改めて書いております。こちらはちょっと表現を見直しまして、より客観的な表現としてみたところでございます。

それから、合意が両者の間でされましたので、合意後の状況を踏まえて、改めて書いているところもございます。特に、県間接続料を毎年見直すかどうかにつきましては、事業者間、両者間の合意が得られた状態ではないというところ、そして、それを踏まえて、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研究会において注視を継続する必要があるのではないか。そして、事業者間協議が今後もし行われて、それで実質的に課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要があるというふうに書いております。

最後に、154行目の「さらに」以下ですけれども、こちらにつきましては、電気通信事業法の中で紛争処理手続が規定されていて、そうしたものを活用する方法もある。そして、その場合には、総務省において適切に対応する必要があるという趣旨を書いておまして、こちらは、後ほど出てきます、PPPoE方式等についての議論の中でも触れさせていただいておまして、今回の報告書で新たに書いてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、第2章、NGNのインターネット接続の接続料でございますけれども、ちょっと構成を変えまして、11ページ以降で、まず、IPoE接続について議論した後に、その後はPPPoE接続について改めて議論をするということで、これは両方式で主な課題がちょっと違いますので、分けて考え方を書いているということでございます。

まず、12ページ目ですけれども、IPoE接続に関する最新の状況を書いております。総務省から要請させていただいて、16者の上限につきまして、約款で関係規定が改めら

れたということなどを書いております。

それから、接続用ポートの小容量化につきましては、あまり新たな内容はないんですけども、13ページ目の上のほうで229行目ですけども、NTT東日本・西日本から説明があつて、ちょっと明記できていなかった部分がありましたので、それを追記しております。

13ページ目のPOIの増設のところなんですけれども、これは最新の状況ということで、NTT東日本・西日本において、POIの設置場所の地理的な拡大に取り組んでいますので、それが今、どのように進んでいるかというところを明記しております。

千葉には既にPOIの設置場所が開設されているということで、今まで東京、大阪だけだったんですけども、今、東京、大阪及び千葉ということになっているということで、今後、順次設置されていくということです。

これによって、NTT東日本・西日本の県間設備をどれぐらい使わないといけないか、利用可否という点では、既存の全国規模のVNE事業者にとっての選択肢の幅が拡大しつつある状況だということを明記しております。

続きまして、14ページ目以降ですけども、279行目からの「考え方」に飛んでいただければと思いますが、まず、16社の上限の話につきましては、約款の規定が変わりまして、16を超えていても直ちに拒否されることはなくなって、検討がされて、結果が書面により回答される手続となりました。

しかしながら、NTT東日本・西日本からは、16の上限は收容ルータの仕様上の制約なので、收容ルータの更改が緩和には必要ですという見解が示されていますので、仮に新たな約款の規定に従って協議がされたとしても、同じように收容ルータの更改が必要という見解が示される状況が変わる可能性は少ないのではないかと。

したがって、NTT東日本・西日本においては、実際に制限を緩和する方法について継続的に検討を行うことが適当で、総務省から既にそういう要請もさせていただいていますけれども、それに沿った対応をしていただきたいということを書いております。

制約の実際の緩和に当たって、既存のVNE接続事業者の合意が不要である。もちろんご意見は聞くということだと思いますけれども、合意までは不要であるということ、制度上は当たり前なんですけれども、あえて明記しております。これは構成員の意図を酌んでおります。

続きまして、接続用ポートの小容量化というところで、これも戦略としては検討してい

ただ、技術的に可能というのはわかっていますが、今後はコスト、それから、どのような負担をするか、負担方法については具体的考え方を明らかにして、ニーズを踏まえた具体的検討をしていくというところで、こちらも要請をさせていただいていますので、それに沿っていただきたいというようなことであります。

それから、P O Iの増設のところ、1つ新しい観点をつけ加えておりますのは、地域における新規参入可能性の向上の観点からも、これは重要な取り組みであるというところを追記しております。

16ページ目以降が、P P P o E接続でございます。

17ページ目の真ん中より下あたりにおいて、P P P o E接続の網終端装置の増設基準をめぐる最新の状況を追記しております。

総務省においては、省令を改正しまして、また、要請もさせていただきまして、増設基準を、適切な対応を行うよう要請をしたりしてまいりました。そうした対応をしてまいりましたところ、N T T東日本・西日本におきましては、約款も変えていただきましたけれども、実際の増設基準につきましても、6月1日に緩和するということを行っていただいたということで、それを明記しております。また、その後、15日には説明会も、事業者向けに開催していただきました。

緩和の主な内容は、図2-5ということで、18ページ目の一番上に書いております。20%、セッション数を緩和したというところでございます。あと、この表の中で、③の表記を少し客観的なものに改めております。

しかしながら、この緩和に向けた協議に当たっては、J A I P Aのほうから、J A I P Aのホームページに掲載されていますけれども、やはりトラヒックベースの増設基準に変更していただきたい等の要望が行われていたということです。

これに対しまして、N T T東日本・西日本の見解は、フレッツ光（コラボ光を含む。）ということですが、このサービスに係るコスト回収単位は基本的にトラヒック単位ではなくユーザー単位としていること等を踏まえ、増設基準の単位はセッション数のままとしました。ただ、今後も、ご意見を参考にして、さらなる見直しの必要性について検討していく考えということが示されているということをご承知しております。

「考え方」ですけれども、設備の増強、トラヒック需要に応じたものというところは、合理的に対応されるべきことで、引き続き、関係事業者及び関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善してい

くことが適当であり、総務省においてもこれを継続的にフォローアップすることが適当であるということを、まず、しております。

仮に合理的な理由によらず、トラヒック需要に応じた円滑な設備増強が実現しない場合には、先ほど触れさせていただきましたように、事業法の中で紛争処理の手続がございますので、そういったものが活用される場合には、総務省で適切に対応いたしますということを書いております。

ただ、NTT東日本・西日本によりますと、コスト回収単位がトラヒック単位ではなくユーザー単位であるという背景があるということがございます。これも踏まえまして、円滑なサービス提供を確保するため、各電気通信事業者は、トラヒック需要の増加など利用者ニーズの状況に応じた設備増強に努めていくべきであり、サービス提供条件もそれに応じて見直しを進めていく必要があるというのを追記しております。

続きまして、第3章、加入光ファイバの接続料の算定方法に移りたいと思います。

20ページでございます。基本的には黒字ですので、ほとんど新しい内容がございません。

22ページまで飛んでいただきまして、496行目ですが、たしか前回だったと思いますけれども、9月か10月ごろに検証作業の進捗状況を報告していただけるという回答がNTT東日本・西日本からありましたので、そこを追記しております。

22ページの下から、「レートベースの厳正な把握」という題名に変更しておりますが、こちらは、報酬額に係るレートベースから光ファイバの未利用芯線を除くというソフトバンクからのご提案につきまして記載しております。

まず、第一次報告書での記載内容を引用しているのが、その赤字部分ですね。ここはあまり大きな内容ではございません。

23ページ目の一番下のところから、前回の会合でありました、NTT東日本・西日本からの反論といいますか、ご意見で、未利用芯線を除くという提案はあり得ないという見解が、3つの理由を付してありましたので、それを全て引用しておりますというのが、25ページ目の上まで続くところでございます。

そして、25ページ目の「考え方」でございますけれども、「状況を継続的に注視していく必要がある」というところまでは同じですけれども、そのため、まずは、実情把握を開始することとし、稼働率の現状等についてより詳細な調査をして、今後の議論に続けられないいけないのではないかと。

その背景としまして、平成27年に審議会のほうで加入光ファイバの議論をしております、その平成27年の答申の中で、平成31年度が加入光ファイバに係る接続制度に関する見直しの検討時期に当たるということなので、その当時の答申で既に、未利用芯線にかかる費用が検討課題として含まれていたということで、そうした検討の中でも、この課題を取り上げていく必要があると考えられるというのをあらかじめ明記しております。

27ページ、第4章、「網機能提供計画」制度の見直しというところで、ここは前回の事務局資料で、そもそも見直しが必要だということを書いていたと思いますので、そこを改めて引用しております。

28ページ目の、例えば真ん中のあたりなんですけれども、「必要ではないか」など、ちょっと断定調は避けていたんですけれども、特段ご異論はございませんでしたので、そこは断定調というところで書かせていただいております。

しかしながら、28ページ目の一番下のほうですけれども、具体的な対象範囲や運用方法につきましては、今日も大分ご議論いただきましたが、その議論の内容を十分参考にしつつ、総務省において具体的な省令等の立案作業を進めるということだと思っておりますので、そういうふうに書いております。

これまでの議論の内容は、附録ということで掲載したいと思っております、今日の議論の結果も踏まえて、附録は更新いたします。

続きまして、30ページの第5章でございます。継続検討事項ということです。

まず、今日ご紹介しました事業法改正対応の周知制度の整備ということがございます。総務省で基本的に検討いたしますが、研究会でも必要に応じ検討を行うこととするとしておりますが、今日はあまりご意見がございませんでしたので、引き続き総務省で、基本的に検討してまいります。

それから、フォローアップ事項として、これまで1年、さまざまな課題を取り上げていただきまして、また、検討を行っていただき、フォローアップを実施していただきました。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の制度整備が行われ、また、各種要請をすることができたと考えております。かつ、県間接続料は直接の認可対象ではない、規制対象ではないということなんですけれども、それさえも事業者間合意及び低廉化が実現することによって、NGN等における円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられるのではないかと考えております。

本研究会がこのような成果を上げることができたのは、事業者様及び団体からの意見を

開陳する公の場が設定され、それについて異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施してきたからであると考えられます。

このようなオープンで継続的な検討課題は、これまでの課題への継続的な取り組み、それから、新たな課題が生じたときの迅速な対応を可能とする観点から、今後も実施されるべきものであると考えられ、本研究会もそのために引き続き活用されることが期待されるというふうに書いております。

具体的な8月以降のフォローアップ事項として、5つ上げておきまして、県間通信用設備、コストドライバ、インターネット接続の接続料、加入光ファイバの耐用年数、レートベースということです。

コストドライバにつきましては、NTT東日本・西日本がコストドライバを見直す場合ということでございますが、第10回会合におきまして、見直す方向であるとお表明いただいておりますので、それを想定したものでございます。

長くなりましたが、私からのご説明は以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの第二次報告書（案）につきまして、同じようにご質問等をお受けしたいと思っております。まず、構成員の皆様で、何かご意見等はございますでしょうか。

これまでいろいろ議論したものをうまくまとめていただいたと思っております。

それでは、佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 全般的に今、伺った中では、特に問題ないと思っておりますけど、1つ確認事項になりますけど、増設基準の話が、18ページなんかでいろいろ出ていまして、NTTは20%、閾値を下げているとか、協力しますというか、改善しますと。

改善いただいてありがたいのですが、問題は何かというと、混雑が今、起こっています。その混雑がどれだけ改善されるかがやっぱり大事なことだと思うので、2割がいいのか、3割がいいのか、セッション数がいいのかも含めて、やっぱりどのぐらい混雑が解消できるかというのを見ていかなければいけないと思っておりますので、引き続き大事な課題だと思っております。

もう一つは、例えば今、混んでいますとか、混雑がこれでこれだけ改善されましたとか、そういうのは一般的に何か、混雑度というのを、あるいは、速度がどれだけ落ちているのか、わかりませんが、定期的に調べて、何かデータを作っているとか、作れる、作れな

いとか、要するに、どれだけ混雑が緩和されたというのを、数字や何かで見ることは可能なのですかということを、NTTにまず聞いてみたいのですけど。

【辻座長】 それでは、NTT東日本。

【NTT東西】 一度、研究会の場でも、時間帯別にこんなに開きがあるというお話はしました。ああいうものをご覧いただくと、さもありなんというような感じもするかと思いますが、実はこういった話も、本当のところを言うと、各ISPさん、実際混んでいらっしゃるISPさんとの間では、ここはこうですよなんていう話は当然いたします。

ただ、実はそういった一個一個の話をまさか、事業者様はやっぱり困るとおっしゃる方も多いので、なかなか全体の統計的に処理するのは非常に難しいところがあって、ある意味で、全体的に統計処理するからああいう形になるようなところがございまして、JAIPA様ともいろいろ協議を重ねながら、ほんとうに今回も、非常に混んでいらっしゃるからおっしゃるので、どこかいろいろこういう形で見せましようかと言うと、必ずしもうまくまとまらないのです。

また、今回、基準セッション数を2割緩和したのを、一つのトリガーにしながら、協議、提案しながら、もしJAIPA様とうまくまとまれば、そういった形も、私どものほうからもお出しできるのかなど。特に個社にかかる部分については、ちょっと難しいのですが、逆に困った方に対しては、私どもとしては個別に対応ということ、以前も申し上げましたが、ちょっと私のほうからはそこまでしかお答えができないという状況でございます。

【佐藤構成員】 改善の努力をしていただいたということなので、さっきの議論と違って、NTTに関して、私はこの点は性善説でいいということにしますので、ぜひ改善されるということを期待したいと思います。データ等をまた示していただけるとありがたいです。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、JAIPA、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 今の点、NTT東日本・西日本様がおっしゃっていただいたように、いろいろ協議をさせていただいて、そもそも混雑というか、輻輳に関する考え方が、NTT東日本・西日本様と我々がちょっと違ったという話とか、そこは今、少しずつ詰めていますけれども、あとは、NTT東日本・西日本様、それも東日

本様と西日本様で、またデータのとり方が違ったりするので、そこはプロバイダーの一般的なISPのいわゆるログのとり方とNTT東日本・西日本様とのログのとり方を共通化したらいいのかなど。

それと、単純に混んでいる、混んでいないだけだと、例えばプロバイダーがある程度、出すこともできると思いますので、先ほど佐藤先生がおっしゃっていただいたように、ここは言った言わないじゃなくて、何が混んでいるか、混んでいないか、その客観的な数字でもってお話ができるような形で、今後やっていけたらなと思います。ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

【相田座長代理】 今回の件に関して、皆さんもご存じかと思いますが、モバイルインターネットは、皆さんがトップスピードだけ広告に出すというので、あれはひどいねというので、実効速度をはかりましょうというので総務省のほうで、測定方法や測定場所等を決めて、あの話をしたときには、そのうち固定系もやったほうがいいのかという話になっていたのですけれども、やっぱりインターネットで、今も出たネットワークの構造とかいうのは、モバイルと固定系とで大分違いますので、なかなかそれをそのまま使用ということは難しいと思いますし、実際そういう雰囲気にはならなかったのですが、場合によっては、それを少し考える余地はあるのかなとも思いました。

【辻座長】 ほか、ございませんでしょうか。

混雑の問題は非常に大きいので、ここの研究会だけで解決しないので、総務省におかれましても、やっぱり混雑というのは省全体として考えるべき問題かと思います。

NTT東日本から説明がありましたように、一番混むところは分からないもので、混むらしいところは、ISPとNTT東日本・西日本の接続点です。それは確かに相手があることだから、相手のところが悪いということになります。これでは、なかなか原因が分かりません。ただ1点、NGNの中というのは、それぞれNTT東日本・西日本のネットワークなものですから、その中で、混むような場所とか可能性のあるようなものは、あるのでしょうか。それはないので、混むところはやっぱりISPとの接点のところだけでしょうか。

【NTT東西】 いろいろな場所で混み得るということは、当然あり得るとは思っています。そのため、先ほどおっしゃったように、装置ごとの混み具合とかをしっかりと見なが

ら、必要な増設等をしていくということになると思います。

ただ、現時点で言うと、実際、ISP様との間が比較的混み合うことが多くて、ほかのところについて混雑が起きているということは、比較的レアケースなのかなと我々としては認識しているところです。

【辻座長】 わかりました。議論がありますように、何か尺度とかいうようなものを出していただく。我々も議論しても、単に印象で遅いとか混んでいるということだけでは前へ議論が進まないの、何か指標とかそういうものを工夫していただけたら、ここの議論も実りのあるものになるかと思えます。

【NTT東西】 ISP様との話の中での混雑度の話について、先ほど申し上げたように、結局はやはりそれぞれの装置ごとといいますか、事業者ごとでもあるし、装置ごとでもあるので、それはほんとうに事業者様と一つ一つ話していかなければいけないことだと思います。

サービス品質そのものについては、我々自身のサービスでも当然あるわけですので、我々もしっかりこれからも見ていく必要があると思っています。それをどれだけ公開していくべきかということについては、結局、測定点とか、同じ装置に収容されているユーザーの状況とかによって左右されますし、ものすごいヘビーユーザーがたまたま同じ装置にいたりすると、どうしてもトラヒックが混み合ったりするので、それらを含めて単に平均的なデータだけ取り上げることが良いのか等は、なかなか実は難しいところがあると思いますので、そのあたり、お客様に誤解が生じないような範囲で、提供できるデータを出すことを考えていきたいと思っています。

【辻座長】 一般的に広く出すよりも、このような研究会等々で出していただいて、我々のほうでそれを参考にして議論させていただくという手もあるかと思えます。いろいろご検討をお願いしたいと思えます。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 今日は意見交換がみんな輻輳問題に集中して、私もここを狙っています。今回、19ページの赤字の最後のところで、設備増強に今後とも努めていくということに加えて、サービスの提供条件についても見直しを進めていくと、提供条件の検討についても含みを持たせた書きぶりをしていただいている、今までフレッツについては、その前のページにも書いてありますけれども、コスト回収単位はユーザー単位であって、トラ

ヒック単位になっていなかったわけで、料金体系をいじらないことには、たとえ増設を繰り返しても、ユーザーがどんどん動画を見て、やってもやっても追いつかないみたいなどころがあって、本質的な解決にはなかなかならないわけですね。

かつてNGNを作った頃というのは、使っても使っても十分、土管は太いんですよという感覚で、ユーザーの利用状況にかかわらず同じ単位で回収をするということでやってきたわけですが、このように輻輳問題が大きな課題になってくると、やっぱりユーザーのトラヒックに応じた料金体系ということについて、検討を始める時期が来ているような気がします。そのような検討を進めていかないと、どれだけ設備を柔軟に増設しますといっても、後手後手に回りかねないということもあるので、サービス提供条件の検討というのも、こういった整理をベースにして、今後、進めていくのはいかがでしょうという感想を持ちました。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかのご意見はございませんでしょうか。

それでは、どうぞ。

【酒井構成員】 似たような感想になりますけれども、やはり輻輳ということもありますし、それから、もともとで言うと、インターネットがベストエフォートという言葉がどうも、随分影響しておりまして、ベストエフォートなんだから、例えばちょっと障害が起きても、それは構わないのだという考え方もないわけではありませんし、ベストエフォートだったら、確かに、自分の送ったデータが1秒後に着いてもそんな問題ないのですが、では1年後に着いてもいいのかと言われると、それは多分、障害と同じでしょうとなりますので、どこかでそろそろ、ベストエフォートとはいうものの、品質的な考え方を、輻輳も含めて入れて整理していただけると、それは自分がやらなければいけないのでしょうけど、整理すると非常にいいのではないかと考えております。

いつものベストエフォートというと、障害が起きても構わないのだということもありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

【辻座長】 ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆様方でご意見等ございましたら、お願ひしたいと思ひますけれども。

それでは、JAIPA、お願ひいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ちょうど今、お話しになりました、トラヒックの輻輳の件ですけれども、今回、2割一律引き下げしていただくことで、多分緩和す

と思いますけれども、何回も申し上げていますように、できればこれは帯域ベースでやっていただきたいと。

今、出ましたようにコストの問題がありますので、セッション単位でコスト回収ができるか、それは我々も絶対難しいものだと思っています。そこは我々もそうですし、NTT東日本・西日本様にしても多分、同じ問題なので、今、料金体系を根本的に変更すべきじゃないかという話もありましたけど、特に欧米で今、盛んになっています、中立性の問題も絡めて、やはり通信量から、今も、夜の動画系のサービスが限界に来ているというところもありますので、今後、その辺も含めて、我々ISPとしても頑張っていきたいと思っていますので、その辺のところの、研究会とは言わないですけれども、こういう場で、議論する場を持っていただけたらなと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、ソフトバンク、お願いします。

【ソフトバンク】 今回、こういった研究会の場を、昨年度から開いていただきまして、ちょっと今日の報告書には記載がありませんけど、例えばコロケーションリソースの開示の話とか、これから手続等をスムーズに進めていく上で、決めていただいたこともたくさんありまして、ほんとうに感謝しております。

今回まとめていただいた、31ページ目、今後のフォローアップが必要な項目ということで5項目を上げていただいていますけれども、簡単に、この5項目についてコメントさせていただきますと、(1)のNGNの県間に関しては、弊社とNTT東日本・西日本様のほうでいろいろとやらせていただきましたが、やはり協議の長期化が、適正性を確保する上で、非常に問題だなと思いましたので、できればルール化といったところを前向きに検討していただきたいというのが弊社の意見ですけれども、長期化しないように、この研究会の場で引き続き注視をしていただきたいと思っています。

コストドライバに関しても、見直すということであれば、早めにといいところですね。

3番目の接続料に関しては、今、いろいろとご議論していただきましたけれども、これで見直しが終わるといことは到底思っていないので、輻輳が出てしまってから後手後手で見直すというのは、やはり避けたいと思っていますので、なるべく輻輳が発生する前に、先手先手を打って対応していくというのが大事ではないかと思っています。

加入光ファイバの耐用年数に関しても、大分長い間、議論しておりますので、できれば

今年度中に研究会の場で一定の結論を出したいというところで、そういったエンドのところをにらみながらスケジュールを組んで、議論していきたいと思っております。

最後のレートベースに関しましても、まずは実態の把握というところが重要ではないかなと思っておりますので、ここはNTT東日本・西日本様に、早めに実態のデータを出していただくというところをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

では、ないようですと、本日の議題はこれで終了させていただきたいと思えます。

本日のヒアリングの内容、あるいは第二次報告書（案）につきまして、構成員の皆様から、もし追加でお聞きになりたいことがございましたら、事務局にて取りまとめますので、7月6日（金）までに、書面またはメールで事務局のほうへお寄せいただきたいと思えます。

それから、報告書（案）が出ておりますが、これは今までのものに、いろいろ議論が出たものを赤字で追加しておられます。今回も、本日いろいろ議論いただきましたものから、本日の議論を受けて、報告書（案）の中に追加していきたいと思えますが、その追加コメントにつきましては、本日の議論の内容や追加コメントを第二次報告書（案）の中にどのように反映させるかにつきましては、私にご一任いただきまして、できました結果につきましては別途、事務局から各構成員の皆様にお送りいたしますので、それをまたフィードバックしていただいたらありがたいと思えますけれども、このような取り計らいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【辻座長】 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、準備ができ次第、総務省におきまして、第二次報告書（案）につきまして、意見募集を実施していただきたいと思っております。

最後に、次回会合につきまして、事務局からの説明をお願いしたいと思えます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日も熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回の会合の詳細につきましては、別途、事務局からご連絡を差し上げます。また、総務省のホームページにも開催案内を掲載したいと思えます。

また、先ほど座長からご案内のありました、第二次報告書（案）についての意見募集に

つきましては、その結果を次回の会合において報告させていただくというつもりで、今のところおります。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 それでは本日、これもちまして、第13回会合を終了したいと思います。皆さん、どうもご協力ありがとうございました。

以上